平成２７年（フ）第４３８号
堺市西区草部1800番地　６棟305号、前住所堺市西区鳳西町１丁88番２　東棟２号川本方
債務者　林　ミユキ
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
堺市堺区海山町１丁７番地２　505号、前住所堺市堺区東湊町２丁150番地５―710
債務者　山塚　勝将
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４５６号
堺市堺区材木町東４丁２番３号
債務者　榮　　範子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
堺市中区辻之746番地27
債務者　髙野　博用
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
大阪府南河内郡太子町大字太子473番地の４―308号
債務者　中野　和彦
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２０号
堺市南区若松台２丁３番１―306号
債務者　福嶋由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２８８号
大阪府東大阪市西鴻池町２丁目２番23号ファミール吉田Ⅰ405、前住所大阪府東大阪市中鴻池町２丁目１番19―801号
債務者　益田美智子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０１号
岡山市中区国富２丁目５番43号クレオハイツ国富303、旧住所岡山市北区東古松２丁目４番６号グランドハイツ東古松403
債務者　瀧本　和彦
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２９号
岡山市東区可知２丁目６番３―302号
債務者　桑野　勝子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９７号
横浜市泉区中田南２丁目33番23号
債務者　齋藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９１号
横浜市磯子区洋光台３丁目32番29号　タウンシャトル202号
債務者　高野　　務
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０８号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸３丁目１番41―230号
債務者　遠藤　香織（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７１号
横浜市鶴見区駒岡３丁目３番23―401号
債務者　野村　　進
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４７号
横浜市鶴見区上末吉１丁目18番15号　102号
債務者　坂口　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５４号
横浜市旭区二俣川２丁目12番地４　ハイツフローレス107
債務者　青野優利弥
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６８号
横浜市栄区鍛冶ケ谷町515番地２　サングレイス港南台壱番館502号
債務者　才川　武則
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部